

平成十二年総理府・郵政省・自治省令第六号

総務省所管補助金等交付規則

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第五条、第七條、第九條第一項、第十二條及び第十四條並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第三条及び第十四條第一項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、総務省所管補助金等交付規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 総務省の所管に係る補助金等の交付に關しては、他の法令に特別の定めのあるもののほか、この省令の定めるところによる。

（定義）

第二条 この省令において「補助金等」又は「補助事業等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する補助金等又は補助事業等をいう。

（申請書の記載事項等）

第三条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第一項第五号及び第二項第六号の各省各庁の長が定める事項、同条第三項の規定により各省各庁の長の定めるところにより省略することのできる事項及び添付書類並びに法第五条の各省各庁の長の定める時期は、補助金等の種類及び補助事業等の内容に応じて、総務大臣が別に定めるところによるものとする。

（交付の条件）

第四条 総務大臣は、法第七条第一項に規定する条件のほか、補助金等の交付の目的を達成するため必要と認める条件を付するものとする。

2 法第七条第一項第一号及び第三号の軽微な変更は、補助金等の種類及び補助事業等の内容に応じて、総務大臣が別に定めるところによるものとする。

（申請の取下げの期日）

第五条 法第九条第一項の各省各庁の長の定める期日は、総務大臣が別に定める場合を除き、補助金等の交付の決定の通知を受けた日から起算して二十日を経過した日とする。

（状況報告）

第六条 法第十二条の規定による報告は、補助金等の種類及び補助事業等の内容に応じて、総務大臣が別に定めるところによるものとする。

（実績報告）

第七条 法第十四条前段の規定による報告は、総務大臣が別に定める場合を除き、補助事業等の完了の日（補助事業等の廃止の承認を受けた日を含む。以下同じ。）から起算して一箇月を経過した日又は補助事業等の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の四月十日のいずれか早い日までに、同条後段の規定による報告は、補助金等の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の四月三十日までに、別に定める様式による実績報告書に別に定める書類を添え、これを総務大臣に提出してするものとする。

（処分の制限を受ける期間）

第八条 令第十四条第一項第二号の各省各庁の長が定める期間は、別表に掲げるとおりとする。

附 則

1 この命令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
2 郵政省所管補助金等交付規則（昭和六十二年郵政省令第二十七号）は、廃止する。
3 この省令の施行前に交付決定された補助金等については、この省令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

（平成一四年三月二二日総務省令第三七号）
1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成十三年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。

附 則

（平成一五年三月一八日総務省令第三七号）
1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成十四年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。

附 則

（平成一六年三月三二日総務省令第七一七号）
1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成十五年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。

附 則

（平成一七年三月二五日総務省令第三九号）
1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成十六年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。

附 則

（平成一八年三月三二日総務省令第五五号）
1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成十七年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。

附 則

（平成一九年三月二六日総務省令第二九号）
1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成十八年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。

附 則

（平成一七年三月二五日総務省令第三九号）

1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成十六年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。

附 則

（平成一八年三月三二日総務省令第五五号）
1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成十七年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。

附 則

（平成一九年三月二六日総務省令第二九号）
1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成十八年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。

附 則

（平成二〇年三月二八日総務省令第三六号）
1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成十九年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。

附 則

（平成二一年四月一〇日総務省令第六〇号）
1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。

附 則

（平成二二年四月二二日総務省令第三九号）
1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十一年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。

附 則

（平成二三年五月二二日総務省令第四七号）
1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十二年以前に取得した財産については、なお従前の例による。

附 則

（平成二四年五月二二日総務省令第四七号）
1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十三年以前に取得した財産については、なお従前の例による。

附 則

（平成二五年五月二二日総務省令第四七号）
1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十四年以前に取得した財産については、なお従前の例による。

附 則

（平成二六年五月二二日総務省令第四七号）
1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十五年以前に取得した財産については、なお従前の例による。

附 則

（平成二七年五月二二日総務省令第四七号）
1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十六年以前に取得した財産については、なお従前の例による。

二十二条の規定に基づく目的に反する使用、譲渡、交換又は貸付の承認を受けていないものに限る。）に適用する。この場合において、当該財産に係る補助金等が廃止されている場合にあつては、当該補助金等を別表の補助金等の名称の欄に掲げる補助金等とみなし、平成十九年度以前の年度分の補助金等に係る財産に係るこの省令の施行前の処分制限期間が当該財産に係るこの省令の施行後の処分制限期間よりも短いものについては、なお従前の例による。

附 則

（平成二二年三月二二日総務省令第二二号）
1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十一年度以前に取得した財産からこれを適用し、平成二十年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。

附 則

（平成二三年三月三〇日総務省令第六〇号）
1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十二年以前に取得した財産からこれを適用する。

附 則

（平成二四年三月三〇日総務省令第六〇号）
1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十三年以前に取得した財産からこれを適用する。

附 則

（平成二五年三月三〇日総務省令第六〇号）
1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十四年以前に取得した財産からこれを適用する。

附 則

（平成二六年三月三〇日総務省令第六〇号）
1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十五年以前に取得した財産からこれを適用する。

附 則

（平成二七年三月三〇日総務省令第六〇号）
1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十六年以前に取得した財産からこれを適用する。

附 則

（平成二八年三月三〇日総務省令第六〇号）
1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十七年以前に取得した財産からこれを適用する。

附 則

（平成二九年三月三〇日総務省令第六〇号）
1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十八年以前に取得した財産からこれを適用する。

附 則

（平成三〇年三月三〇日総務省令第六〇号）
1 この省令は、公布の日から施行する。
2 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十九年以前に取得した財産からこれを適用する。

附 則（平成二十三年二月二日総務省令第一五四号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 1 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十三年度に取得した財産からこれを適用する。

附 則（平成二十四年三月二七日総務省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 1 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十三年度に取得した財産からこれを適用する。

附 則（平成二十四年四月一八日総務省令第四三号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 1 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十四年度に取得した財産からこれを適用し、平成二十三年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。

附 則（平成二十四年二月二日総務省令第一〇一号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 1 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十四年度に取得した財産からこれを適用する。

附 則（平成二十四年二月二日総務省令第一〇四号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 1 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十四年度に取得した財産からこれを適用する。

附 則（平成二十五年三月二日総務省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 1 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十四年度に取得した財産からこれを適用する。

附 則（平成二十五年六月一四日総務省令第六八号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 1 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十五年に取得した財産からこれを適用し、平成二十四年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年一月二九日総務省令第九九号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 1 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十五年に取得した財産からこれを適用する。

附 則（平成二十六年四月二日総務省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 1 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十六年に取得した財産からこれを適用し、平成二十五年以前に取得した財産については、なお従前の例による。

附 則（平成二十六年二月九日総務省令第九二号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 1 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十六年に取得した財産からこれを適用する。

附 則（平成二十七年三月六日総務省令第一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 1 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十六年に取得した財産からこれを適用する。

附 則（平成二十七年四月一七日総務省令第四八号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 1 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十七年に取得した財産からこれを適用し、平成二十六年以前に取得した財産については、なお従前の例による。

附 則（平成二十七年一月三三日総務省令第八八号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 1 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十七年に取得した財産からこれを適用する。

附 則（平成二十八年二月三日総務省令第六号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 1 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十七年に取得した財産からこれを適用する。

附 則（平成二十八年八月五日総務省令第七九号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 1 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十八年に取得した財産からこれを適用する。

附 則（平成二十八年一月九日総務省令第九〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 1 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十八年に取得した財産からこれを適用する。

附 則（平成二十九年四月二四日総務省令第三七号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 1 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十九年に取得した財産からこれを適用する。

附 則（平成三十一年二月二二日総務省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 1 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成三十一年に取得した財産からこれを適用する。

附 則（令和二年六月二二日総務省令第六二号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 1 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、令和二年に取得した財産からこれを適用する。

附 則（令和三年三月二三日総務省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 1 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、令和二年に取得した財産からこれを適用し、令和元年度以前に取得した財産については、なお従前の例による。ただし、「電波利用技術調査費補助金」については、令和元年度に取得した財産からこれを適用する。

附 則（令和三年四月一四日総務省令第四五号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 1 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、令和三年に取得した財産からこれを適用する。

附 則（令和四年二月二八日総務省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 1 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、令和三年に取得した財産からこれを適用する。

附 則（令和五年三月一六日総務省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 1 この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、令和四年に取得した財産からこれを適用する。

別表（第八条関係）

補助金等の名称等	処分を制限する財産の名称、構造等	制限期間
過疎地域等自立活性化推進交付金	建築物又は鉄筋コンクリート造のもの	五十年
地域経済循環創造事業交付金	建築物又は鉄筋コンクリート造のもの	五十年
過疎地域持続的発展支援交付金	建築物又は鉄筋コンクリート造のもの	五十年
選挙人名簿システム改修費補助金	建築物又は鉄筋コンクリート造のもの	五十年
地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金	建築物又は鉄筋コンクリート造のもの	五十年
個人番号カード交付事業費補助金	建築物又は鉄筋コンクリート造のもの	五十年
個人番号カード交付事業費補助金	建築物又は鉄筋コンクリート造のもの	五十年
証明書交付サービス端末整備費補助金	建築物又は鉄筋コンクリート造のもの	五十年
自治体マイナポイント事業費補助金	建築物又は鉄筋コンクリート造のもの	五十年
社会保険・税番号制度システム整備費補助金	建築物又は鉄筋コンクリート造のもの	五十年
医療研究開発推進事業費補助金	建築物又は鉄筋コンクリート造のもの	五十年
情報通信技術研究開発推進事業費補助金	建築物又は鉄筋コンクリート造のもの	五十年

工場緑化施設	七	その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く。）	舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	アスファルト敷又は木れんが敷のもの	ビチューマルス三敷のもの	前掲の鉄骨鉄ものを筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	造のもの	の水道五十	上水道五十	及び水	そう	下水道の三十	却炉及び焼	はい三十	その他六十	コンクリート造又はコンクリート造のもの	コンクリート造のもの	造のもの	上水道三十
--------	---	---------------------------------	------------	---------------------------	-------------------	--------------	---------------------------------	------	-------	-------	-----	----	--------	-------	------	-------	---------------------	------------	------	-------

下水道十五	及び	い	その他四十	金属造のもの	水そう及び油	そう	鋼鉄製二十	鋼鉄製十五	焼却炉、十	はい、	街路灯及びガ	ードレ	露体式十五	立体駐	車設備	その他四十	合成樹十	脂造のもの	前掲の区分に	よらな	いもの	主とし十五	て木造のもの	その他五十	開発研究用のもの	の	風とう、試験水五	そう及び防壁	ガス又は工業薬七	品貯そう、アン	テナ、鉄塔及び	特殊用途に使用するもの
-------	----	---	-------	--------	--------	----	-------	-------	-------	-----	--------	-----	-------	-----	-----	-------	------	-------	--------	-----	-----	-------	--------	-------	----------	---	----------	--------	----------	---------	---------	-------------

船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第四条から第十九条までの適用を受ける鋼船	総トン数が二千四百トン未満のもの	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける軽合金船（他の項に掲げるものを除く。）	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける強化プラスチック船	ヘリコプター	航空機	車	両	特殊自動車（自走式作業用機械を含まない。）	消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送車、移動無線車及びチップ製造車	モータースイーパー及び除雪車	タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゆう車、トラックミキサー、レツカーその他特殊車体を架装したもの	小型車（じんかい車及びし尿車にあつては積載量が二トン以下、その他のもの	、その他のもの
--	------------------	--	--------------------------------	--------	-----	---	---	-----------------------	--------------------------------------	----------------	--	-------------------------------------	---------

にあつては総排水量が二リットル以下のものをいう。）	その他のもの	運送事業用の車両（前掲のものを除く。）	乗合自動車	前掲のもの以外のもの	自動車（二輪又は三輪自動車を除く。）	小型車（総排水量が〇・六リットル以下のものをいう。）	その他のもの	貨物自動車	ダンプ式のもの	その他のもの	報道通信用のもの	その他のもの	二輪又は三輪自動車	その他のもの	自走能力を有するもの	その他のもの	測定工具	開発研究用のもの	器具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）	事務機、事務用及びキャビネット	主として金属製のもの
---------------------------	--------	---------------------	-------	------------	--------------------	----------------------------	--------	-------	---------	--------	----------	--------	-----------	--------	------------	--------	------	----------	-----------------------------------	-----------------	------------

室内装飾品	主として金属製のもの	その他のも の	その他のもの の	食事もちゅう 房用品	陶磁器製又は ガラス製のもの	その他のも の	主として金属 製のもの	その他のも の	事務機器及び 通信機器	電子計算機 パーソナルコン ピュータ（サー バー用のものを 除く。）	その他のも の	複写機、計算機 （電子計算機を 除く）、金銭登 録機、タイムレ コーダーその他 これらに類する もの	その他の事務機 器	テレタイプライ ター及びファク シミリ	インターホーン 及び放送用設備	電話設備その他 の通信機器	デジタル構内交 換設備及びデジ タルボタン電話 設備	その他のもの	時計、試験機器 及び測定機器	時計	度量衡器
十五	八	五	二	八	五	八	五	五	四	五	五	五	五	六	六	六	十	十	十	十	五

試験又は測定機	五	器	光学機器	カメラ、映画撮	五	影機、映写機及	び望遠鏡	引伸機、焼付機	八	乾燥機、顕微	鏡その他の機器	看板及び広告器	具	看板、ネオンサ	三	イン及び気球	マネキン人形及	二	び模型	その他のもの	主として金属製	十	のもの	その他のもの	五	医療機器	消毒殺菌用機器	四	手術機器	血液透析又は血	七	しょう交換用機	器	ハードタンク	六	その他の作動部	分を有する機能	回復訓練機器	調剤機器	歯科診療用ユニ	七	ット	光学検査機器	ファイバースコ	六	ープ	その他のもの	八	その他のもの	レントゲンその	他の電子装置を	使用する機器	移動式の機器	救急医療用のも	の及び自動血液	分析器	その他のもの	六	その他のもの	六
---------	---	---	------	---------	---	---------	------	---------	---	--------	---------	---------	---	---------	---	--------	---------	---	-----	--------	---------	---	-----	--------	---	------	---------	---	------	---------	---	---------	---	--------	---	---------	---------	--------	------	---------	---	----	--------	---------	---	----	--------	---	--------	---------	---------	--------	--------	---------	---------	-----	--------	---	--------	---

ウツソ	の	置装び及械機					
		陶磁器製又はガラス製のもの 主として金属製のもの その他のもの 開発研究用のもの	試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	生物植物	前掲のもの以外のもの 主として金属製のものの その他のもの 通信業用設備	放送業用設備 宿泊業用設備 飲食店業用設備 機械式駐車設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの 開発研究用のもの	汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの その他のもの 開発研究用のもの
三	四	五		十五	九	十	七

